放送受信契約の未契約事業所への訴訟予告通知等の発送について

- 〇 NHKでは、テレビ受信機を設置しているにもかかわらず、放送受信契約を結んでいただけない世帯や事業所に対し、公共放送の役割や受信料制度の意義などについて誠心誠意説明を行っていますが、それでもなおご契約いただけない場合、受信料の公平負担を徹底する観点から、受信契約の締結と受信料の支払いを求める民事訴訟を提起することとしています。
- 〇 大分県の未契約事業所1件について、昨年12月20日に担当窓口を大分放送局から営業局受信料特別対策センターに変更し、さらに対応を重ねてまいりましたが、 どうしてもご理解をいただけなかったことから、本日民事訴訟の実施の予告通知を 発送いたしました。
- 今後も受信契約の締結に応じていただけない場合は、やむを得ず民事訴訟を提起 いたします。
- O また本日新たに、これ以上対応を重ねても自発的に契約していただくことが困難 と判断した事業所1件(東京都)に対して、担当窓口を営業局受信料特別対策セン ターに変更する旨の通知を送付しましたので、あわせてお知らせします。

【参 考】

- 昨年11月16日に訴訟予告と窓口変更を行った未契約事業所計6件については、 その後5件が放送受信契約の締結に応じていただきました。残る1件(福岡県)に ついても、円満に契約を締結していただくよう話し合いを継続しているところです。
 - これまでの未契約事業所・世帯に対する民事訴訟
 - ・未契約事業所については、平成21年6月以降に2件の民事訴訟の提起を行いましたが、 いずれもその後円満に受信契約を締結し、訴えを取り下げました。事業所については現 在係属している訴訟はありません。
 - ・未契約世帯については、平成23年11月に東京都の5件を東京簡裁に民事訴訟を提起 したところ、その後4件が裁判期日前に円満に受信契約締結に至りましたが、残る1件 については東京地裁へ移送となり、今後本格的な審理が始まります。